

建設工事に関する入札・契約制度改正説明会

【大崎会場】平成24年5月8日（火）10：30～11：30

宮城県大崎合同庁舎1階（大会議室）

【登米会場】平成24年5月8日（火）14：30～15：30

宮城県登米合同庁舎5階（大会議室）

【仙台会場】平成24年5月11日（金）10：30～11：30

宮城県庁行政庁舎2階（講堂）

【仙台会場】平成24年5月11日（金）14：00～15：00

宮城県庁行政庁舎2階（講堂）

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 説 明

(1) 「建設工事に関する入札・契約制度」

平成24年4月改正内容について

(2) 質疑応答

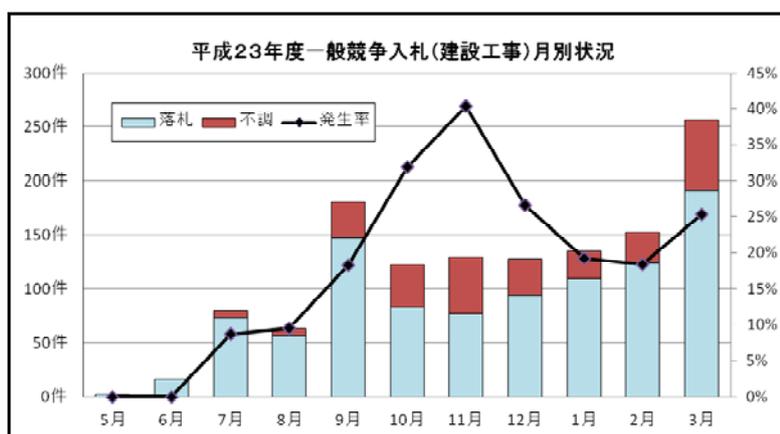
4 閉 会

県発注工事に係る入札・契約制度の改善について

1 趣 旨

東日本大震災からの早期復旧・復興のため、これまで県発注工事の入札及び契約手続き等に関する特例措置等の対応を講じてきたが、災害復旧工事の発注の本格化に伴い入札不調が増加傾向にあることや、今後、発注量の急増が見込まれることから、円滑な施工確保を図るため、さらに入札・契約制度の改善を講じたもの。

2 入札状況



月	落札 件数	不調 件数	計	発生率 (%)
5月	2		2	0
6月	16		16	0
7月	73	7	80	9
8月	57	6	63	10
9月	147	33	180	18
10月	83	39	122	32
11月	77	52	129	40
12月	94	34	128	27
1月	109	26	135	19
2月	124	28	152	18
3月	191	65	256	25
計	973	290	1,263	23

3 改善の概要

○ 復興JV制度の創設、混合入札・複数等級入札の試行【復旧・復興工事】

- ・ 県内建設企業の施工力の強化、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するため、県内の建設企業が県内外の建設企業と共同企業体（復興JV）を結成できる制度を創設した。
- ・ 今後、発注規模の大型化が見込まれることから、県内の単体の建設企業と復興JVによる混合入札や、A及びB等級登録者が上位等級工事に入札参加できる複数等級入札の試行を開始した。

○ 配置技術者・現場代理人の要件緩和

- ・ 専任を要する場合の配置技術者と入札参加者との直接的雇用関係（期間）について、一定の条件で3月以上から1日以上に緩和した。【復旧・復興工事】
- ・ 主任技術者に求めている専任要件について、現場相互間の間隔が5km程度の場合、2件の工事間で兼務可能とした。【復旧・復興工事、通常工事】
- ・ 現場代理人の常駐義務について、平成23年6月からの緩和措置をさらに拡大し、8千万円未満の一定条件の工事を対象に、2件の工事間で兼務可能とした。【復旧・復興工事、通常工事】

○ 「特別簡易型」総合評価落札方式の適用金額の引き上げ【復旧・復興工事】

- ・ 適用可能な上限金額を3億円未満から5億円未満へ引き上げた。

○ 地域限定方式の運用緩和【復旧・復興工事】

- ・ 県内建設企業の力を結集して早期復旧・復興に全力をあげる観点や、今後の発注量について沿岸部と内陸部で極端な格差が生じることが見込まれることから、地域（複数）ブロック限定型発注が基本の工事について、当初から県内限定型を適用できることとした。

○ 「発注見直し」の公表頻度の見直し

- ・ 入札参加や計画的な受注を促進するため、公表頻度を年2回から4回に見直す試行をすることとした。

4 適用期間

平成24年4月1日から当分の間（一部平成25年3月31日まで）

【参考】これまでの対応

- ・ 入札・契約の特例措置の実施（平成23年6月1日～）
 手続の簡素化・迅速化や被災者等の雇用促進、地元企業の受注機会拡大の観点から、「特別簡易型」総合評価落札方式の導入、入札保証金の適用緩和、低入札調査の簡素化、現場代理人の常駐義務緩和、前金払割合の引き上げなどを実施
- ・ 事業所所在地要件の緩和（平成23年12月21日～）
- ・ 地方機関発注権限の引き上げ（平成23年12月28日～）
- ・ 実勢価格を反映した労務単価の設定（平成24年2月20日～）
- ・ インフレスライドの適用（平成24年3月2日～）

東日本大震災に伴う県発注工事の追加特例措置等について 【平成24年4月1日施行】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を被った本県の早期復興のため、平成23年6月1日から県発注工事等の入札及び契約手続き等に関する特例措置を講じているところです。

しかしながら、発注の本格化に伴い入札不調が増加傾向にあることや、今後、発注量の急増が見込まれることから、円滑な施工確保を図るため、以下の追加特例措置等を講じるものです。

1 復旧・復興のための共同企業体（復興JV）制度の創設【追加措置】

県内建設企業の施工力の強化、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するため、県内の建設企業が県内外の建設企業と共同企業体（復興JV）を結成できる制度を創設するとともに、県内に本社・本店を有する単体の建設企業と復興JVによる混合入札を試行し、復旧・復興工事の円滑な施工確保を図るものです。

対象工事	予定価格(税込み)が1億円以上5億円未満かつ難易度がそれほど高くない復旧・復興工事で、発注者が入札公告で指定する工事
対象工種	土木一式工事、ほ装工事
構成等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員数 本県の建設工事入札参加登録を受けている、県内又は県外に本社・本店を有する建設業者2～3社 ・ 代表者 出資比率に関わらず県内に本社・本店を有するS等級業者とする。 ・ 登録数 一つの企業が結成・登録できる共同企業体数は二以内とする。 ・ 出資比率 2社の場合30%以上、3社の場合20%以上 ・ 協定書 指定様式あり
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員2者の場合 代表者以外の構成員は県内又は県外に本社・本店を有するS等級業者とする。 ・ 構成員3者の場合 代表者以外の構成員は県内又は県外に本社・本店を有するS等級業者とする。ただし、県内に本社・本店を有する建設業者の場合はA等級業者1者を可とする。 ・ 予定価格(税込み)が1億円以上3億円未満の工事の場合 国内企業とし東北・北海道の企業に限定した構成を中心とする。 ・ 予定価格(税込み)が3億円以上5億円未満の工事の場合 国内の企業とする。
登録受付	復興JV入札参加登録：平成24年4月2日から受付

2 復旧・復興型混合入札・複数等級入札の試行【追加措置】

今後、発注規模の大型化が見込まれることから、復旧・復興工事の円滑な施工確保のため、県内の単体の建設企業と復興JVによる混合入札や、A及びB等級登録者が上位等級工事に入札参加できる複数等級入札を試行します。

復旧・復興工事				
工種	予定価格(税込み)	基本等級	入札参加条件	
			単体 (県内本社・本店)	共同企業体
土木一式工事	3億円以上5億円未満	S	S	復興JV(全国型)
	1億円以上3億円未満	S	S+A	復興JV(東北・北海道型)
	3千万円以上1億円未満	A	A+B	
ほ装工事	3億円以上5億円未満	S	S	復興JV(全国型)
	1億円以上3億円未満	S	S	復興JV(東北・北海道型)

3 配置技術者の雇用関係要件の緩和【追加措置】

配置技術者（主任技術者又は監理技術者）に求めている直接的雇用関係の要件について、1年間限りの措置として、復旧・復興工事に限定し緩和を試行し、入札参加機会の拡大や技術者の雇用促進を図ります。

配置技術者（主任技術者又は監理技術者）と入札参加者との雇用関係		
現	請負代金額が2,500万円未満 (建築一式工事5,000万円未満)	開札日の前日において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。
行	請負代金額が2,500万円以上 (建築一式工事5,000万円以上)	開札日の前日から起算して3月以上前から入札参加者と直接的な雇用関係にあること。
改	請負代金額が2,500万円未満 (建築一式工事5,000万円未満)	変更なし
正	請負代金額が2,500万円以上 (建築一式工事5,000万円以上)	開札日の前日から起算して3月以上前から （ハローワークを通じた新規雇用の場合は開札日の前日において） 入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

4 主任技術者の専任要件の緩和（兼務が可能な取扱い）【追加措置】

主任技術者に求めている専任要件について国の通達に基づき緩和し、復旧・復興工事及び通常工事における入札参加機会の拡大を図ります。

主任技術者の専任要件の緩和（兼務が可能な取扱い）
<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事：請負代金額が2,500万円（建築5,000万円）以上の主任技術者の専任が本来必要な工事であって、現場相互間の間隔が5km程度の案件 ・発注機関：公共事業の発注機関（国・県・市町村等） ・兼務可能数：発注機関相互で2件

5 現場代理人の常駐義務緩和の拡大【拡充措置】

一定の条件を満たす復旧・復興工事等について、平成23年6月1日から特例として、現場代理人の常駐義務を緩和し2件の工事間等で兼務可能としておりますが、さらに対象工事の範囲を拡大し、入札参加機会の拡大を図ります。

現場代理人の常駐義務緩和	
現	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事：請負代金額が2,500万円未満の指定条件を満たす復旧・復興工事等 ・発注部所等：発注・工事監督が農林水産部、土木部及び企業局の同一部所 ・兼務可能数：2件の工事間等で可
行	<ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者との兼務：可能
改	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事：予定価格（税込み）が8,000万円未満の指定条件を満たす復旧・復興工事及び通常工事等 ・発注部所等：発注部所が農林水産部、土木部及び企業局の同一市町村内の工事 ・兼務可能数：変更なし
正	<ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者との兼務：監理技術者、主任技術者の専任が求められない場合は可能
指 定 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載があること。 ・現場代理人不在時、工事現場の運営・安全管理等行う連絡者が滞在可能なこと。

※ 監理技術者の専任要件：下請代金額3,000万円（建築4,500万円）以上

※ 主任技術者の専任要件：請負代金額2,500万円（建築5,000万円）以上（一定条件で緩和措置有）

6 「特別簡易型」総合評価落札方式の適用金額の引き上げ【拡充措置】

復旧・復興工事について、平成23年6月1日から施工計画等の提案を省略した「特別簡易型（実績重視型）」総合評価落札方式を導入し、開札から落札決定までの迅速化、被災者等の雇用や被災地により近い地元企業の受注を促進しておりますが、その適用金額を引き上げ適用を拡大します。

特別簡易型（実績重視型）総合評価落札方式の適用区分	
現 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術特性：復旧・復興工事で技術的に簡易な工事に適用可能 ・ 適用金額：設計額（税込み）が250万円以上3億円未満の工事に適用可能 ・ 所在地条件：事業所の所在地条件にかかわらず適用可能
改 正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術特性：復旧・復興工事で技術的難易度がそれほど高くない工事に適用可能 ・ 適用金額：設計額（税込み）が250万円以上5億円未満の工事に適用可能 ・ 所在地条件：変更なし

7 地域限定方式の運用緩和【追加措置】

今後の発注量について沿岸部と内陸部で極端な格差が生じることが見込まれることから、円滑な施工確保を図るため、地域（複数）ブロック限定型発注が基本の案件について、復旧・復興工事に限定し当初から県内限定型を適用できるものとします。

地域（複数）ブロック限定型の基本要件等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計額（税込）が1億円未満で施工実績条件を設定しない工事 ・ 指定する地域（複数）ブロック内に本社を有する業者が施工可能な工事 ・ 各5ブロック（隣接2ブロック）における発注業種・ランクの業者数が30者以上

8 「発注見直し」の公表頻度の見直し【追加措置】

入札・契約の過程の透明性等を確保するため公表している「発注見直し」について、公表頻度を見直し試行を実施し、最新の情報を提供し入札参加や計画的な受注の促進を図ります。

現 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対 象：予定価格（税込み）が250万円を超える建設工事 ・ 公表内容：工事名、施工地、期間、種別、工事概要、入札時期 ・ 公表頻度：毎年度2回（4月、10月）
改 正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対 象：変更なし ・ 公表内容：変更なし ・ 公表頻度：毎年度4回（4月、<u>7月</u>、10月、<u>1月</u>）

9 工事請負契約約款及び設計業務等委託契約約款の改正

震災により保留にしていた「甲」・「乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記するなどの「公共工事標準請負契約約款及び公共土木設計業務等委託契約約款の改正」に伴う対応を行うものです。

10 追加特例措置等の適用期間

平成24年4月1日以降に公告又は通知（契約約款の改正については契約締結）する案件から当分の間（配置技術者の雇用関係要件の緩和については平成25年3月31日まで）

【参考：特例措置一覧】

特例措置項目	現行			改正後				
	適用期間	対象工事等		措置区分・適用期間	対象工事等			
		復旧	通常		復旧	復興	通常	
「特別簡易型」総合評価落札方式	当分の間	○	△	拡充措置	当分の間	○	○	△
入札保証金の適用緩和		○	△	継 続		○	○	△
低入札価格調査の簡素化		○	△	継 続		○	○	△
現場代理人の常駐義務の緩和		○	△	拡充措置		○	○	○
前金払の特例		○	○	継 続		○	○	○
低入札対策の徹底		○	○	継 続		○	○	○
復興JV制度の創設		△	△	追加措置		○	○	△
復旧・復興型混合入札・複数等級入札の試行	△	△	追加措置	○	○	△		
地域限定方式の運用緩和	△	△	追加措置	○	○	△		
配置技術者の雇用関係の要件緩和	△	△	追加措置	平成25年3月31日まで	○	○	△	
主任技術者の専任要件の緩和	△	△	追加措置	当分の間	○	○	○	
発注見直し公表頻度の見直し	△	△	追加措置		○	○	○	

宮城県における復旧・復興のための共同企業体(復旧・復興建設工事共同企業体) を活用するための当面の運用について

1 趣 旨

東日本大震災により大きな被害を受けた本県において、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、宮城県内の建設企業が、県外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体(以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、予定価格(税込)が1億円以上5億円未満の復旧・復興工事(土木一式工事、ほ装工事に限る。)のうち発注者が入札公告において指定する工事とする。

3 構成員の数

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

4 構成員の要件

復旧・復興建設工事共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 登録部門(土木一式工事、ほ装工事に限る。)に係る業種について、宮城県の建設工事入札参加登録を受けていること。
- (2) 全ての構成員に、前項の業種(以下、登録業種という。)に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合であって、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が登録業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することができるものとする。

5 構成員の組合せ

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員のうち代表者については、県内に本社又は本店を有し、登録する業種毎に等級別発注標準請負金額表に掲げる最上位等級(S等級)に格付けされている者とする。
- (2) 代表者以外の構成員については、登録する業種毎に最上位等級(S等級)に格付けされている者とする。ただし、構成員が3社の場合は、県内に本社又は本店を有する第2位等級(A等級)に格付けされている者1社を含むことができる。
- (3) 入札公告において東北・北海道地域限定の復旧・復興建設工事共同企業体の条件が付された場合に入札参加できる復旧・復興建設工事共同企業体は、代表者以外の構成員が、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に本社または本店を有する者のみとする。

6 結成方法

自主結成とする。

7 登録

- (1) 一の企業が入札参加登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、二つまでとする。(特定建設工事共同企業体と経常建設共同企業体による登録の数は除く。) また、同一の企業が、単体若しくは、経常建設共同企業体又は復旧・復興建設共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加登録は毎年度行うものとし、その有効期限は各年度末までとする。

8 出資割合

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の最低出資割合は、構成員数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 2社の場合30パーセント以上
- (2) 3社の場合20パーセント以上

9 入札参加登録申請

復旧・復興建設工事共同企業体は、入札参加登録の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加登録申請書(様式第1号)
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

10 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体標準協定書は、様式第2号に準じて作成しなければならない。

11 解散の時期

復旧・復興建設工事共同企業体が解散し、解散届(様式第5号)を提出した場合は、入札参加登録を抹消するものとする。ただし、工事を受注している場合は、請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散できないものとする。

12 特定建設業の許可の有無

復旧・復興建設工事共同企業体が工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り、建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請け契約を締結できるものとする。

13 編成表等の提出

工事を施工する復旧・復興建設工事共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、様式第3号に準じ、運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表及び出資の割合に関する協定書(様式第4号)を建設工事執行規則第2条第2号に規定する工事執行者に提出しなければならない。

14 その他

この運用の施行に関し必要な事項は、別に定める。

15 適用期間

この運用は、平成24年4月1日から施行する。

復旧・復興建設工事共同企業体入札参加登録申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者名

印

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名

印

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名

印

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表とする〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同企業体を結成したので、復旧・復興工事に係る競争入札参加登録について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及びその添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

構成員の名称	承認番号 建設業許可番号 許可年月日	登録する業種
		・ 土木一式工事
		・ ほ装工事

※登録する業種の欄は登録する業種を○で囲んで下さい。

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は、〇年とする。

ただし、〇年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工

事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなく

なった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

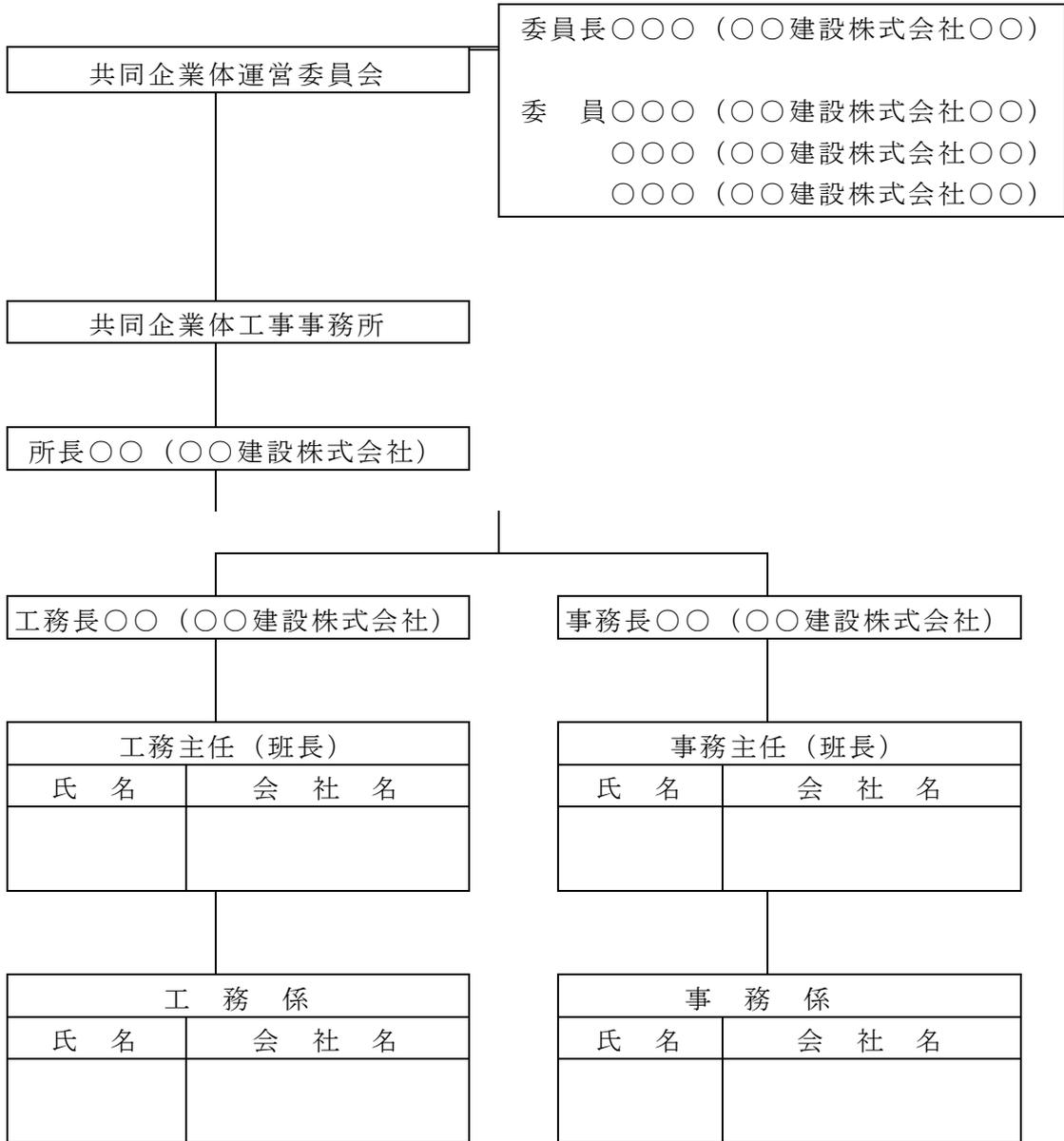
〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

様式第 3 号

○ ○ 共同企業体編成表



様式第4号

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があつても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事
2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印
〇〇建設株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

様式第5号

解 散 届

平成 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者名 印

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名 印

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名 印

平成 年 月 日付で、入札参加登録された〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表とする〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同企業体については、平成 年 月 日付で解散したので、届け出します。

復旧・復興建設工事共同企業体の組み合わせについて

土木 一式 工事	<p>予定価格が1億円以上5億円未満</p> <p>宮城県外の構成員は東北・北海道に本店を有する企業とする。</p> <p>(東北・北海道型)</p>	<p>2社JVの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S等級(県内)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">S等級(県内, 県外)</td> </tr> </table>	代表者		構成員	S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)													
	代表者		構成員																		
S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)																			
<p>予定価格が3億円以上5億円未満</p> <p>宮城県外の構成員は日本国内に本店を有する企業とする。</p> <p>(全国型)</p>	<p>3社JVの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S等級(県内)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">S等級(県内, 県外)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">S等級(県内, 県外)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S等級(県内)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">S等級(県内, 県外)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">A等級(県内)</td> </tr> </table>	代表者		構成員		構成員	S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)	+	S等級(県内, 県外)	代表者		構成員		構成員	S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)	+	A等級(県内)
代表者		構成員		構成員																	
S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)	+	S等級(県内, 県外)																	
代表者		構成員		構成員																	
S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)	+	A等級(県内)																	
ほ装 工事	<p>予定価格が1億円以上5億円未満</p> <p>宮城県外の構成員は東北・北海道に本店を有する企業とする。</p> <p>(東北・北海道型)</p>	<p>2社JVの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S等級(県内)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">S等級(県内, 県外)</td> </tr> </table>	代表者		構成員	S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)													
	代表者		構成員																		
S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)																			
<p>予定価格が3億円以上5億円未満</p> <p>宮城県外の構成員は日本国内に本店を有する企業とする。</p> <p>(全国型)</p>	<p>3社JVの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S等級(県内)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">S等級(県内, 県外)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">S等級(県内, 県外)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">代表者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">構成員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S等級(県内)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">S等級(県内, 県外)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">A等級(県内)</td> </tr> </table>	代表者		構成員		構成員	S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)	+	S等級(県内, 県外)	代表者		構成員		構成員	S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)	+	A等級(県内)
代表者		構成員		構成員																	
S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)	+	S等級(県内, 県外)																	
代表者		構成員		構成員																	
S等級(県内)	+	S等級(県内, 県外)	+	A等級(県内)																	

※1つの復旧・復興建設工事共同企業体で土木一式、ほ装の2業種を登録することも可能。

復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加登録申請について

宮城県の建設工事入札参加登録における、復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加登録の申請に必要な書類及び提出方法については次のとおりです。

1 申請に必要な書類

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加登録申請書（様式第1号）
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) 代表者及び構成員における最新の建設工事入札参加登録通知書の写し又は建設工事入札参加登録変更通知書の写し
- (4) 代表者及び構成員における建設業許可通知書の写し
- (5) 代表者及び構成員における建設工事競争入札参加資格登録承認者名簿の写し（契約課ホームページに掲載してあります）

2 提出期間及び提出方法

復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加登録申請については契約課管理班で随時受け付けております。

また、郵送による受付は行いませんので契約課管理班までお越しく下さい。

なお、事前に来庁いただく日時をご連絡ください。

3 入札参加登録までの期間

申請をされてから入札参加登録するまでの期間は概ね1週間です。

ただし、今後の申請状況により期間が延びる場合があります。

4 電子入札用のICカード

- (1) 入札参加登録後、復旧・復興建設工事共同企業体用の電子入札のユーザーIDと仮パスワードを発行します。
- (2) 電子入札に参加する場合、復旧・復興建設工事共同企業体でのICカードの利用者登録が必要となります。
- (3) 復旧・復興建設工事共同企業体の代表構成員は、単体用とは別のICカード（復旧・復興建設工事共同企業体用）を代表構成員の代表者の名義で取得する必要があります。
- (4) ICカードの取得に2～3週間程度の日数を要することから、早めの取得手続きをお願いします。

平成24年5月8日
宮城県 出納局
契約課 管理班
TEL 022-211-3335

配置技術者の雇用条件の緩和措置について

平成24年3月26日
土木部事業管理課

宮城県が発注する震災に関連する復旧・復興工事について、配置技術者に求めている直接的雇用関係の要件を緩和する特例措置を実施します。

公共工事に専任で配置する配置技術者（主任技術者又は監理技術者）については、建設工事の適正な施工を確保するため、建設会社との間に3ヶ月以上の雇用関係にあることを求めています。宮城県では、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興の実現を目指し、県内企業の受注機会の拡大や、技術者等の雇用の促進を図るため、配置技術者の雇用関係を下記のとおり緩和する措置を試行します。

記

緩和措置の内容

（現行）改札日の前日から起算して3ヶ月以上前から入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

（緩和）開札日の前日において入札参加者と直接的な雇用関係があること。

対象工事

東日本大震災に係る災害復旧・復興工事

対象金額

請負金額2,500万円以上（建築一式工事は5,000万円以上）の建設工事

対象期間

一年間の試行とする。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに公告又は通知する工事

緩和に当たっての条件

雇用関係の確認

（1）公共職業安定所（ハローワーク）を通じた新規雇用に限定します。

（2）提出資料

- ・ハローワークが発行する紹介状
- ・入札参加者と配置技術者の直接的な雇用関係を確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書等）

主任技術者の専任要件の緩和措置について

平成24年3月26日

土木部事業管理課

国，県，市町村等が発注する宮城県内の建設工事について、主任技術者に求めている専任の要件を緩和する特例措置を実施します。

公共工事に配置する技術者については、建設工事の適正な施工を確保するため、請負代金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上のものについては、現場ごとに専任を必要としています。宮城県では、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興の実現を目指し、県内企業の受注機会の拡大を図る目的から以下の緩和措置を実施します。

1 緩和措置の内容

請負代金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が5km程度の場合は兼務可能とします。

2 「工事現場の相互の間隔が5km程度」について

自動車で行き来可能な経路で工事区間相互を連絡する5km程度とします。

3 兼務対象とする工事

国，県，市町村等が発注する宮城県内の工事を対象とします。

ただし、本運用の適用日より前に契約締結した工事同士の兼務は不可とします。

4 点在する複数の施工箇所を合併した工事の取扱い（別添説明資料参照）

複数の施工箇所のうち、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができるものとします。

5 入札参加資格審査時の提出書類（別添様式参照）

落札候補時に「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出するものとします。

6 その他

(1) 下請負人の取扱い

本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとします。

(2) 監理技術者との関係

本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼務の対象外とします。

(3) 営業所における専任の技術者との関係

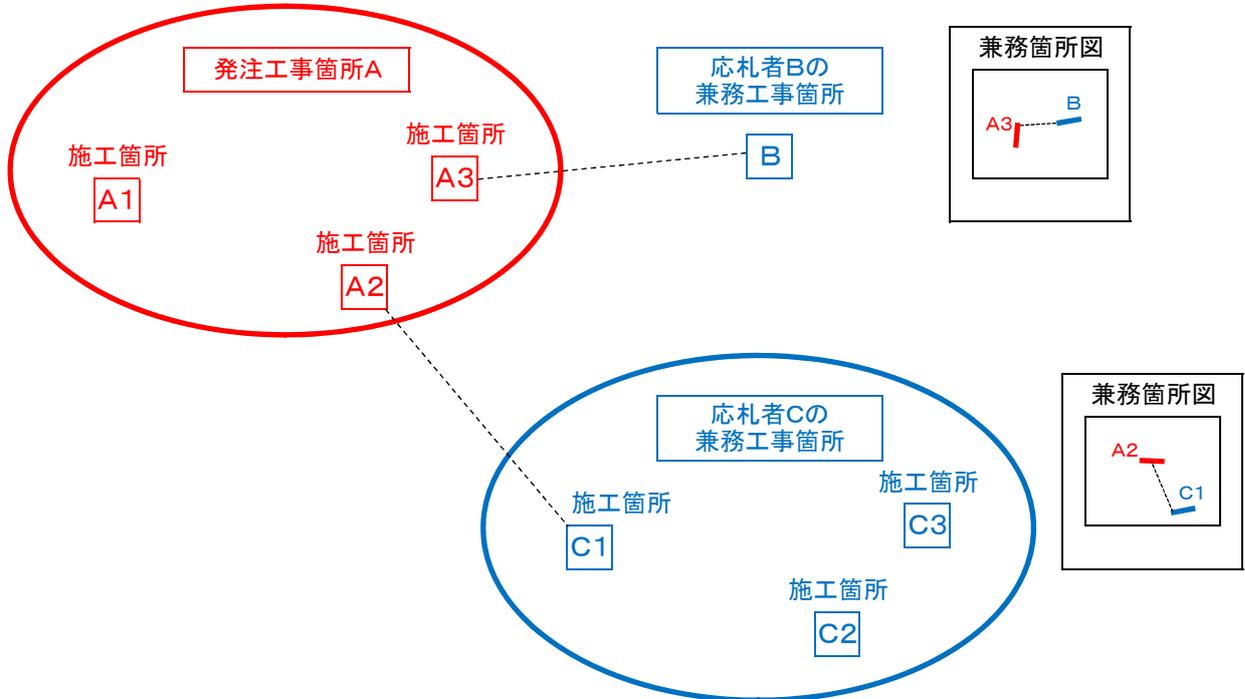
本運用は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任の技術者については従前のおりとしてとします。

7 本運用の適用時期

平成24年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事案件から適用します。

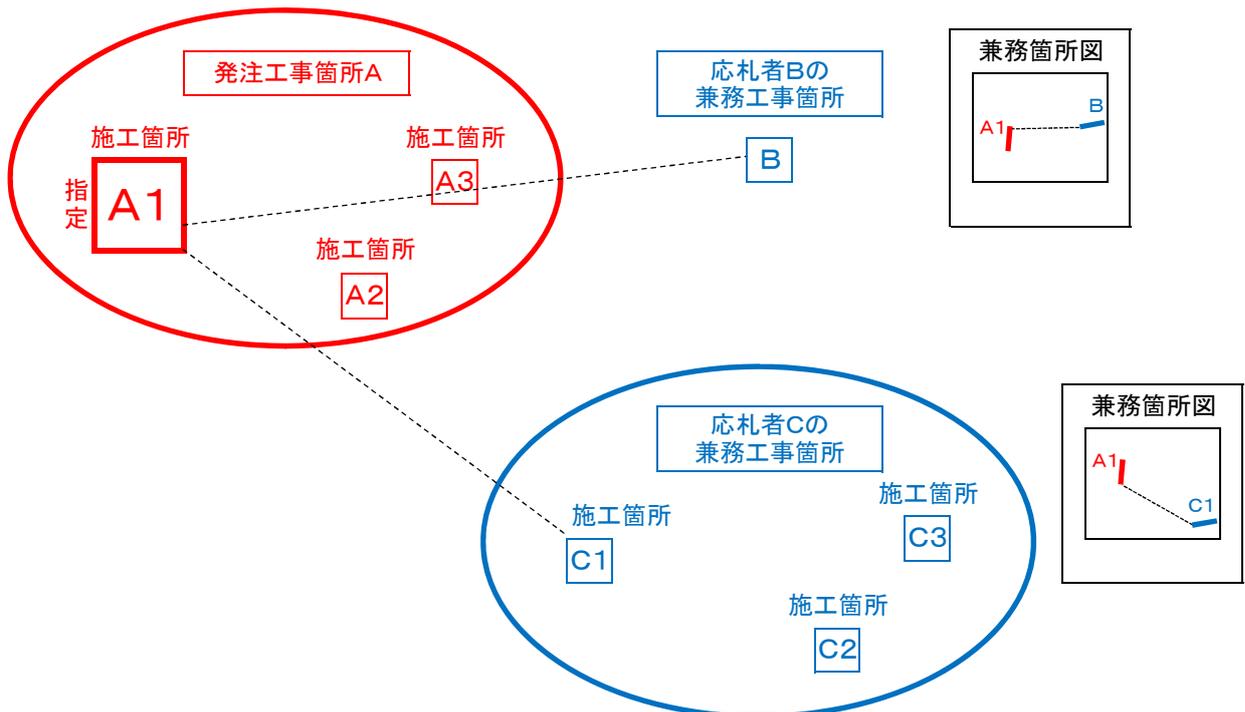
点在する複数の施工箇所を合併した工事の取扱い

複数の施工箇所のうち、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができるものとする。



発注者の判断により距離算定の基準とする施工箇所を別に指定できるものとする。

※施工規模が極端に大きい箇所と小さい箇所を合併して発注し、主たる施工箇所を距離算定の基準とすることが好ましいと発注者が判断した場合など



様式

専任を要する主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

宮城県知事（又地方公所長） 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札公告に示された条件に従い〇〇〇〇工事の現場に配置する専任を要する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。

記

1 兼務する工事

発注者	
工事番号	
工事名	
工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
施工箇所	

- 注 (1) 専任を要する監理技術者については他の工事を兼務できない。
- (2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらないやむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。
ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2 兼務箇所図

- 注 (1) 事務所管内図等を使用し、枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、相互を連絡する自動車で行き可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。
- (2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、事務所管内図等を使用せず枠内に「同一箇所における兼務」と記載することで足りるものとする。

工事2箇所を兼務する際の技術者等の主な配置例

(建築一式工事を除く)

●技術者配置(主任技術者・監理技術者)

単位:百万円(税込)

		現場(その1)									
予定価格(税込) ※1		未満 80 以上					備考				
請負額 ※2		未満 25 以上					兼務の条件				
下請総額 ※3		未満 30 以上					適用の範囲				
現場(その2)	未満 25 以上	未満 30 以上	主 (専任なし)	主	主	監	主	監	宮城県内公共工事(25百万円以上の請負額)の主任技術者	白の範囲(工事箇所の兼務可能)	
	未満 30 以上	未満 30 以上	主	主	主	監	主	監			
	未満 80 以上	未満 30 以上	未満 30 以上	監	主	監	主	監	監	H24.4~現場相互間5km程度	グレーの範囲(工事箇所の兼務不可)
			未満 30 以上	監	主	監	主	監	監		

※対象工事:国・県・市町村等が発注する宮城県内の公共工事



技術者が現場代理人を兼務し、かつ、2現場を兼務できる組合せ

●現場代理人配置

単位:百万円(税込)

		現場(その1)								
予定価格(税込)		未満 80 以上					備考			
請負額		未満 25 以上					兼務の条件			
下請総額		未満 30 以上					適用の範囲			
現場(その2)	未満 25 以上	未満 30 以上	現	現	現	現	現	当初設計額(税込)8千万円未満で	白の範囲(工事箇所の兼務可能)	
	未満 30 以上	未満 30 以上	現	現	現	現	現			
	未満 80 以上	未満 30 以上	未満 30 以上	現	現	現	現	現	発注部所が農林水産部土木部及び企業局の同一市町村内の工事	グレーの範囲(工事箇所の兼務不可)
			未満 30 以上	現	現	現	現	現		

※対象工事:県(土木部・農林水産部・企業局)が発注する工事



関連規則等(緩和措置を適用しない場合)

※1 当初設計額(税込)が80百万円以上の場合、監理技術者を専任配置・・・条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準

※2 請負額(税込)25百万円以上の場合、主任技術者及び監理技術者は専任配置・・・建設業法

※3 下請総額(税込)30百万円以上の場合、監理技術者を配置・・・建設業法

※4 現場代理人は現場常駐・専任